

公示番号：19a00981

国 名：エチオピア

担当部署：地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

案 件 名：アディスアベバ市無収水削減プロジェクト詳細計画策定調査（水道計画／無収水管理）

1. 担当業務、格付等

- （１）担 当 業 務：水道計画／無収水管理
- （２）格 付：３号
- （３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2020年1月下旬から2020年3月下旬まで
- （２）業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- （３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4 日	21 日	6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
- （２）見積書提出部数：１部
- （３）提出期限：2020年1月8日（水）（12時まで）
- （４）提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム＞JICA について＞調達情報＞公告・公示情報／結果＞コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））＞業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- （５）評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020 年 1 月 20 日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （１）業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制等	4 点
 - （２）業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
- （計 100 点）

類似業務	水道計画策定または無収水対策に係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エチオピア国政府は、2016年に国家5カ年計画である成長と構造改革計画Ⅱ（Growth and Transformation PlanⅡ、以下「GTPⅡ」という。）を策定し、2020年までに国内全体で安全な水へのアクセス率を83%（都市部：75%、村落部：85%）まで改善する目標を立て、水資源開発及び給水事業を実施している。しかしながら、2017年時点でエチオピア全国における安全に管理された水道サービスへのアクセス率は11.4%であり、サブサハラアフリカ諸国平均の26.9%と比較して低い状況にある。

特に都市部においては急激な人口増加に対して水道整備が追い付いていない。首都アディスアベバ市では一日当たりの水需要95万m³に対して供給可能な水量は53万m³に留まり、ほぼ全域で間欠給水となっている。アディスアベバ市の水道事業を担うアディスアベバ上下水道公社（Addis Ababa Water and Sewerage Authority: AAWSA）は急増する水需要に対応すべく新規水源開発にも着手しているものの、大規模な水源開発事業はいずれも計画策定段階にあり、足下の需給逼迫には対応出来ていない。他方、AAWSAの無収水率は市全体で37%程度であり、内、70%が物理漏水であると推計されている。漏水対策を行うことで漏水量を削減し、既存の水源を最大限有効活用することが喫緊の課題となっている。

また、AAWSAは独立した公社であるものの、経営状態は赤字であり、アディスアベバ市からの補助金を受けて事業運営を行っている。メーターの老朽化や盗水等によって商業的損失が生じていることに加え、料金徴収率も7割程度と低い水準に留まっており、水道料金収入による持続的な事業運営を行えていない。低い料金徴収率の原因としては検針業務や顧客管理の不備による請求遅れや誤請求に加え、間欠給水に代表される低い水道サービス水準が顧客の支払い意思に悪影響を与えていると考えられる。

係る状況に対し、AAWSAはGTPⅡの目標年次に合わせて2020年までに市全体の無収水率を20%まで削減するとの目標を掲げている。しかしながら、依然として無収水率は高い水準にあると推計されており、次期GTPⅢの目標年次である2025年における目標無収水率も20%に据え置く方針を示している。本目標の達成を支援するための技術協力プロジェクトの要請がエチオピア国政府からなされた。

本詳細計画策定調査では、AAWSA並びに関係諸機関の水道事業運営状況や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。
具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2020 年 1 月下旬～2 月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報及び調査計画・方針を検討する。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。
- ④ エチオピア水セクターに関する国家政策、開発計画、関連法案、ガイドライン、マニュアル等について担当分野に関して整理する。
- ⑤ 他ドナー (世界銀行、Vitens Evides International 等) が実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ アディスアベバ上下水道公社(AAWSA)、水灌漑エネルギー省(MoWIE)、エチオピア都市上下水道事業体連合、他ドナー等、本プロジェクトの関係機関に対する担当分野に関する質問票(案)(英文)を作成する。

(2) 現地業務期間 (2020 年 2 月中旬～2 月下旬)

- ① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加する。
- ② エチオピア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。具体的には以下項目に関する情報収集・整理を行う。
 - (ア)先方政府の水セクターに関する国家政策、開発計画、関連法案、ガイドライン、マニュアル等
 - (イ)他ドナーの無収水削減対策に係る援助動向 (特に世界銀行における Performance Based Contract による無収水削減事業及び Vitens Evides International による支援)、活動状況、援助協調の可能性
 - (ウ)先方政府による新規水源開発事業の概要並びに進捗状況、現在の課題
 - (エ)AAWSA の基本情報の収集、及び無収水の現状調査及び水道事業体用基本チェックリストの作成。具体的には、以下の項目等について情報収集を行う。
 - ・ AAWSA の基本情報 (組織体制、本部・支所間の役割分担、給水対象地区名、水源種別、給水能力、給水人口、給水普及率、給水時間、水道メーター設置率、職員数等
 - ・ 無収水率
 - ・ 無収水の原因
 - ・ 無収水削減に関し、過去に取られた対策とその有効性
 - ・ 所有資機材
 - ・ 管網図の整備状況 (GIS の利用状況等含む)
 - ・ アディスアベバ市の水道整備に係る中長期計画の有無とその内容
 - ・ 送配水施設の現状 (管の状況、流量計の稼働状況、SCADA の整備状況

況等)

- 送配水施設の更新計画の策定状況及び更新実施状況

- (オ)各 AAWSA 支所における無収水削減に係る現状と課題、及び本体プロジェクトにおける各機関の関与及び役割分担、それら機関への支援を行うために必要な体制及び活動、活動計画の検討、対象支所の選定基準(案)の検討
- (カ)AAWSA の給水装置(水道用メーター、給水管)に係る現状の問題点と給水装置の調達、設置、管理に関する基本情報(調達ガイドラインの有無、給水工事の実施・監理状況、給水装置の更新状況等)
- (キ)ローカルコンサルタントの活用可能性及びその価格
- (ク)先方政府の今後の本プロジェクトへの予算・人員配置に係るコミットメント
- (ケ)機材価格及び機材調達に要する輸入・使用許可制度

- ③ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2020 年 3 月上旬～3 月中旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D(Record of Discussions)案及び M/M(Minutes of Meetings)案の作成に協力する。なお、現地調査にてエチオピアの水セクターや AAWSA における具体的な課題や改善を阻害する要因・制約などが明らかになれば、本協力の方向性を見直すことも想定され、当初 PDM(案)と比べて大幅な修正が必要となる可能性がある。
- ③ 収集資料を整理・分析する。(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。)
- ④ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書(和文 3 部)
担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、簡易製本及び電子データにて提出することとする。
- (2) 水道事業体用チェックリスト(担当部分)
- (3) 収集資料一式
- (4) 協議議事録(コンサルタント団員間で分担すること)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒アディスアベバ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2020年2月9日～2月29日を予定しています。

JICAの調査団員は一週間程度遅れて現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 水道計画／無収水管理 (本コンサルタント)

エ) 経営管理／財務分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

オ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICAエチオピア事務所及びJICAからの調査団員の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、及び企画調査員等・C/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ第二チーム (TEL:03-5226-9535, 担当：大澤) にて配布します。

(ア)要請書 (貸与扱いとします)

(イ)アフリカ水資源開発・給水施設改善のための基礎情報 エチオピア 調査報告書 (2015 年)

- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上